

## 令和7年第12回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年12月23日（火）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第25号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第26号 使用貸借契約の合意解約について

日程第 5 報告第56号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第58号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 8 議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

## 令和7年第12回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第5

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 7 ）

### 日程第6

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 2 ）

### 日程第7

議案第58号令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

### 日程第8

議案第59号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 59 ）

## 令和7年第12回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 12月23日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 12月23日（火曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局長  
事務局 局長補佐  
事務局 係長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第12回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員が会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉委員、5番委員の馬渡委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第25号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第25号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計6件8筆7,319㎡、うち田が3筆2,358㎡、畑が5筆4,961㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が3頁106番、107番、旧基盤法機構法による合意解約が4頁23番から5頁26番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第26号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局

報告第26号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆639㎡、うち田が1筆639㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が7頁13番のお目通しをお願いいたします。

## 議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

## 議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第56号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計7件15筆11,413㎡、うち田が12筆10,289㎡、畑が3筆1,124㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

## 事務局

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料9頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号45番、受付年月日：令和7年11月28日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇 〇〇〇、申請地 樺山字和田863番7他2筆、地目：畑、合わせて1,124㎡、所有権移転（贈与）となっております。なお、この申請は、町の空き家バンクにて、航空写真、申請地東側の中古住宅と合わせて譲渡されるものです。受人はお1人世帯で、今回初めての農地取得になるため、営農計画書が提出されており、露地野菜や果樹を栽培され、自家消費を予定され、余れば軒先販売も予定されています。農機具は耕運機1台を購入予定です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

## 議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

## 4番委員（中石 均）

受付番号45番は12月19日に第2ブロック委員4名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は京都市に住んでおり、移住後は耕運機を購入し、露地野菜や果樹類の栽培をして当面は自宅前で軒先販売を計画していくとの事です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と

判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2番委員（下石 昭廣）

空き家バンクで紹介されて移住したという事ですか？単身世帯でしょうか？

事務局

そうです。お1人世帯です。

議長（溝口 良信）

ほかになにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号46番、受付年月日：令和7年11月28日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字牧3601番1、地目：田、639㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人は推薦農家で、父親、奥様、妹さんの4人で35年農業に従事し、水稻を中心に2,287㎡を耕作し、農機具はトラクター、脱穀機、田植機、稲刈機、耕運機を各1台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

受付番号46番は私の方から説明いたします。12月21日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。今回、贈与という事ではありますが、この農地は父親世代から40年以上、耕作しておられて所有者が高齢になり、今まで耕作してもらった事を考慮して贈与するという事で契約が成立したものであります。受人は梶山地区に住んでおりますが、実家が申請地近くにあり、こちらに機械等を置いており、水稻を中心に農業経営を行っております。農作業に従事する家族は4名です。農地は全て耕作しており、状況から見ても効率的に利用できると思えます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号47番、受付年月日：令和7年11月28日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字栗巣3513番3、地目：田、1,011㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人は受付番号46番と重複のため、説明を省略いたします。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

受付番号47番についても私の方から説明いたします。12月21日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は渡人の甥っ子にあたります。渡人が体調を悪くし、先祖代々の農地を親族に所有したく、贈与するという事で契約が成立したものであります。水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しており、状況から見ても効率的に利用できると思えます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号48番、受付年月日：令和7年12月8日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字長春4938番1他1筆、地目：田、合わせて2,303㎡、続けて説明いたします受付番号49番と50番との所有権移転（交換）となっております。受人は農地所有適格化法人で、甘藷や水稻を中心に252,853㎡を耕作し、農機具はトラクター22台、コンバイン、田植機各1台、ポテカルゴ6台を所有されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号48番、49番、50番については関連性がありますのでまとめ説明いたします。12月21日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。〇〇〇〇は水稻を中心に、〇〇〇〇〇は甘藷を中心に農業経営を行っております。両方とも機械能力もあり、農作業に従事する人数は、〇〇〇〇は6名、〇〇〇〇〇は22名です。〇〇〇〇の農地と〇〇〇〇〇の農地を交換するための所有権の移転です。状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号49番、50番は一緒に説明します。受付番号49番、受付年月日：令和7年12月8日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字長春4910番1、地目：田、946㎡、先ほど説明いたしました受付番号48番との所有権移転（交換）となっております。受人は農地所有適格化法人で、水稻を中心に116,748㎡を耕作し、農機具はトラクター4台、コンバイン2台を所有されています。続きまして、受付番号50番、受付年月日：令和7年12月8日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地 長田字長春4935番1、地目：田、1,095㎡、先ほど説明いたしました受付番号48番との所有権移転（交換）となっております。以上、補足としまして49番と50番を合わせて説明いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

先ほど担当委員から説明がありましたが、お互いに集約するために交換するようでありまして、非常に良いことだという事で考えたところです。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号51番、受付年月日：令和7年12月8日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地 長田字長春 4937 番他5筆、地目：田、合わせて4,289㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人は受付番号48番と重複のため、説明を省略いたします。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号51番は12月22日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の〇〇〇〇〇につきましては先ほど報告したように効率的に利用できるの見込まれます。〇〇〇さん個人から〇〇〇〇〇に所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2番委員（下石 昭廣）

〇〇〇〇〇さんは社長ですか？

事務局

社長になります。

2番委員（下石 昭廣）

会社名義に所有権移転するとのことですね。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号45番から51番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号45番から51番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計2件2筆2,751㎡、田が1筆797㎡、畑が1筆1,954㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料12頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号50番、受付年月日：令和7年12月8日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字平原357、登記地目：畑、面積：1,954㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置場、車両置場、事務所建設となっております。今回の案件につきましては、〇〇〇〇さんが10月に5条申請し許可された案件、トラック駐車場の隣接地となっております。尚、資金計画は自己資金です。こちらの農地につきましては農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号50番は12月20日に第2ブロック委員2名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的につきましては、資材置場、車両置場、事務所の建設であります。周辺農地に関わる防除設備の概要につきましては、各周囲にはブロック塀等をなし、付近の土地、作物等に被害を与える事の無いよう十分注意するとの事です。生活雑排水は下水道により処理されます。雨水につきましては、地下浸透と申請地南側の既設県道側溝へ流出するという事です。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号51番、受付年月日：令和7年12月8日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字諏訪原 3345-3、地目：田、面積：797 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場、資材置場となっております。こちらの案件も〇〇〇〇さんが7月に5条申請し許可された案件、トラック駐車場の隣接地となっております。資金計画は自己資金となっております。こちらの農地につきましては農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号51番につきましては、私の方から説明いたします。受付番号51番は12月21日に第3ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。既存の駐車場という事ではありますが、ここは立木と畑と田がありまして、これについては7月に総会において許可承認されている所であります。こちらの一画に田があり、こちらの農地を50番と同じ会社が駐車場、資材置場に転用するとのことでもあります。以前に許可承認された駐車場には12台のトラックが止まっておりまして、こちらのトラックが稼働している時は、従業員の車も止まっております。その様な状態で、駐車場が足りないため、こちらの農地の申請をするものであります。雨水につきましては、地下浸透と申請地南側の既設県道側溝へ流出するという事です。申請地につきましては特に問題ないと判断しました。ひとつ、懸念するのは申請地の東側が用水路になっており、既存駐車場の山際が分岐点になっており、ここの管理がどうなっているのかという所を3人で考えた所であります。ここの分岐点の維持管理のための通行を申請者にお願ひ出来ないのだろうか、という事を3人の意見があったところでもあります。申請者又は代理人の方に、こういう旨の話をさせていただく様にお願ひしたい。この用水路を使う田は24ヘクタールありますから、この用水路に流木等がひっかかり、駐車場の方や農地の方に水が流れ出る可能性もあるため、維持管理に必要な通行をお願ひしていただければという意見でありました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号50番と51番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第57号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号50番と51番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7議案第58号、令和7年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第58号、令和7年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認について求めるもので、総会資料が13頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長 (溝口 良信)

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長 (溝口 良信)

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長 (溝口 良信)

ないようですので、議案第58号、令和7年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

(全員挙手)

議長 (溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第58号、令和7年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案第59号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第59号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計2件2筆2,978㎡、うち畑が2筆2,978㎡でございます。利用権設定につきまして合計57件114筆108,060㎡、うち田が88筆87,307㎡、畑が26筆20,753㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料15頁31番と32番となっております。利用権設定各筆明細は総会資料16頁500番から27頁556番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありますか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第59号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料15頁31番と32番、利用権設定に関する総会資料16頁500番から27頁556番についてについて意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第59号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。12月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第12回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時